

議 事 要 旨

会 議 名	第 1 回阿南市手話言語及び障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例検討会議	
日 時	令和 6 年 1 1 月 1 日（金）午前 1 0 時から午前 1 1 時 3 0 分	
場 所	阿南市役所 3 階 3 0 8 会議室	
出席者	構成員	（ 9 名）
	事務局	保健福祉部長、保健福祉部理事、地域共生推進課職員（ 6 名）
欠 席 者	（ 1 名）	
傍 聴 者	（ 2 名）	
次 第	<ol style="list-style-type: none"> 1 検討会議開会 2 保健福祉部長挨拶 3 出席者紹介 4 会長の選任について 5 条例制定の必要性 6 骨子案について <ol style="list-style-type: none"> (1) 前文の方向性 (2) 第 1 条の見出しから順に説明 7 その他 	
配 付 資 料	<p>阿南市手話言語及び障がい特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例検討会議開催要綱及びスケジュール等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・阿南市手話言語及び障がい特性に応じた意思疎通手段の利用促進に関する条例（骨子案） ・参考資料等 	

1 検討会開会

事務局説明

2 保健福祉部長挨拶

開会に当たっての挨拶

3 出席者紹介

構成員及び事務局等自己紹介挨拶

4 会長の選任について

互選により会長を決定

5 条例制定の必要性

事務局説明

構成員からの意見

- ・条例の名称から検討してはどうか。
- ・条例名について、条例制定された後に市民の皆さん方にも知っていただきたい。覚えやすい条例名として「及び」を「・(中点)」にすることで、「阿南市手話言語」と「障がいの特性に応じた意思疎通」が同等の意味合いとするというのはどうか。
- ・「及び」でも「・(中点)」でも並列という意味では同じかなと思う。ただし、名称が長いと思うので、他の自治体の参考資料のような略称を一緒に考えていったらよいのではないか。
- ・市民によく分かるように伝えていくためには、略称でなく正式な名称でスラスラと言えるのが良いと思うので、題名をもう少し簡略化するのはどうか。
- ・「及び」の印象は、何か後ろにつけたみたいで、大きさが同等という感じではなく、後ろの方が少し小さめな感覚がする。また、読むときにあまり長くなると、飛ばされる可能性もあると思う。
- ・この手話言語を主にしたいのか、又は全ての障がいを対象とした条例を作るのか、全種の障がいを対象とするのであれば、条例文の中に手話言語などを入れていくのがよいのではないか。さまざまな障がいがあると思うので、そこを障がいという言葉を出すのではなく、「相互理解」などすれば、意思疎通するための障がいになっている感じでよいのではないかとと思う。

(会長)

- ・ここまでの意見を踏まえ次回の検討会議で事務局は、修正案を示すこととする。

6 骨子案について

- (1) 前文の方向性
- (2) 第1条の見出しから順に説明

事務局説明

構成員からの意見

・先程の題名にもあるが、最初に手話言語があり、その後に障がい特性に応じたコミュニケーション手段という構成で、前文に関しても主に手話のことが書かれている。条例が制定された後に、阿南市がどのような方向に向かうのかによって前文が変わってくる。このままでいくのであれば、手話がメインの阿南は手話のまちというような感じで、他の障がいの方もコミュニケーションがなかなか取れない、取りづらい方にも通ずるような条例にするのかということがこの前文によって今後の方向性が決まってしまうのかと思う。手話をメインにした内容ではなく全ての障がいの方の意思疎通を推進するという意味の前文にしていきたいというのが希望であるが、ろうあ者の意見も尊重したい。

・前文についての意見として、手話が中心ということではなく全ての方々に向けての前文にするのがよいのではないかと、手話の必要性というのは、学校でも企業でも当然、市民誰もが必要ということはできており、もう少し全ての方々に対してという内容にすることが必要なのではないかと。

・ろうあ者は、文章は書くことはできないし、読んでも意味は分からない、そのために手話通訳が必要となる。ろうあ者の意思疎通の方法は、手話だけである。

・手話に限らず他の障がいの方の意思疎通に関しても、同等として分かるような前文であり、条文になればいい。

・今、前文の話をしているが、前文の後の定義、この条例案の中身は、障がい全般に関する内容となっているように感じた。聴覚の障がいの方だけに特化した内容ではない条例となっており、その大元となる前文のところも全ての障がいの方のものであるという内容に少し改めたらどうか。しかし、今日、事務局案をこの場で1文1文変えていくというのは大変だと思う。

・「障がいのある人」という表現で揃えるのであれば、基本理念の第3項の2

段目が「障がい者」となっているので、「障がいのある人」という表現が良い。それと学校における手話・点字等の利用の記載は、この部分までの表記が意思疎通手段となっており、学校の部分になると「手話・点字」というところで、少しクローズアップされている感じを受けた。その他の意思疎通手段もたくさん学校では使っているので、そここのところの表現は考えていった方がよいと感じた。

(事務局)

・今回の意見を踏まえ修正した骨子案を構成員に送付するので再度構成員の方に意見を後日まとめてメール等でいただくお願いをする。

7 その他

事務局説明 スケジュール等